

町職員の給与・ 町職員数のあらまし

町職員の給与は職務に応じた給料と、各種諸手当で構成されており、給料や手当の内容は、国や他の地方公共団体の給与を考慮し、町議会で議決された「別海町職員の給与に関する条例」によって決められています。

また、職員の給与と地方公共団体負担分の共済費を合わせた経費を人件費といいます。

この内容を町民の皆さんにご理解いただくため、本町職員の給与と職員数の状況についてお知らせします。

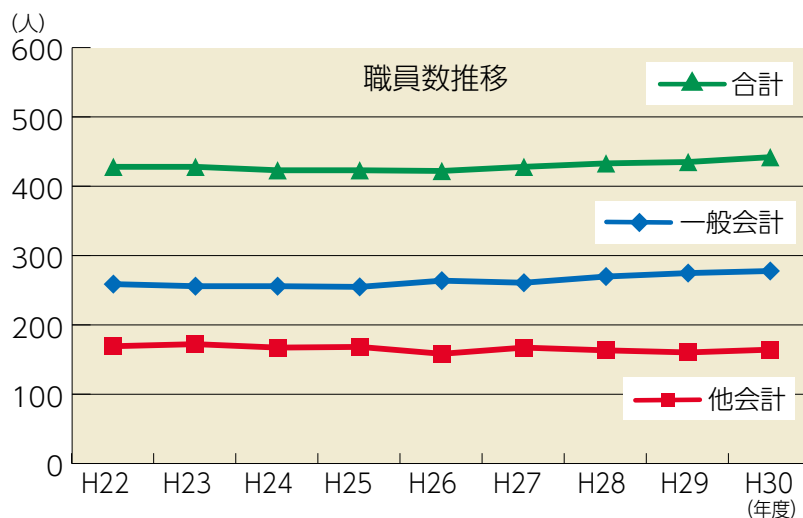
職員数

職員数については、平成13年度の525人をピークに、平成30年度は444人（△81人）となっていますが、平成26年度以降は若干の増加傾向にあります。これは看護師などの医療技術職や認定こども園の保育士、幼稚園教諭の増加によるものです。

今後5年間で50人の定年退職者が見込まれますが、平成26年8月に策定した第4次定員適正化計画（平成27年～31年）に基づいて、退職者補充を基本としながら、行政運営に必要な職員数を維持するよう努めていきます。

（各年4月1日現在 単位：人）

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般会計	260	257	257	256	265	262	271	276	279
他 会 計	170	173	168	169	159	168	164	161	165
合 計	430	430	425	425	424	430	435	437	444



職員の人件費

人件費については、一般会計で平成24年度2,268,408千円に対し、平成29年度2,337,966千円で69,558千円の増となっています。主な要因としては、給与改定、技師や保育士などの技術職員の増加などがあります。

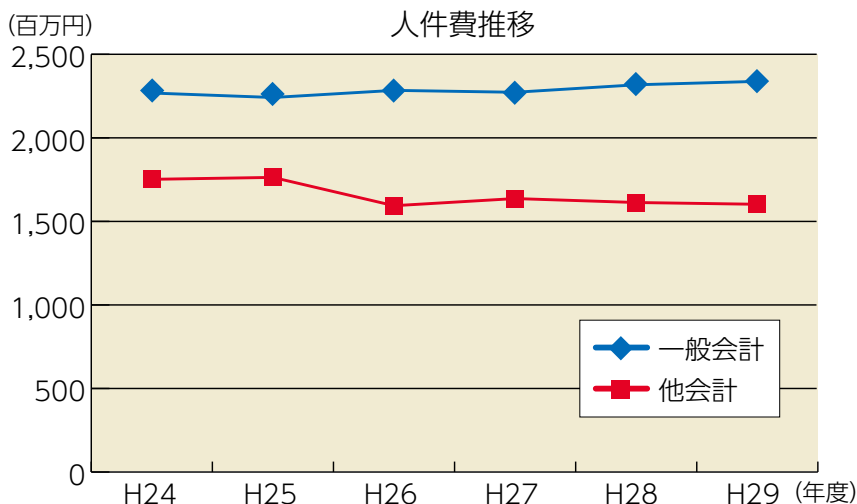


表1 人件費の状況（平成29年度決算統計）

区 分	歳出額 A (千円)	人件費B (千円)	人件費率B/A (%)
一 般 会 計	20,295,985	2,337,966	11.5
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	2,816,101	25,635	0.9
下 水 道 事 業 特 別 会 計	569,356	14,791	2.6
介 護 サービス 事業 特別 会計	466,822	257,283	55.1
介 護 保 険 特 別 会 計	1,128,620	93,298	8.3
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	173,700	15,864	9.1
病 院 事 業 会 計	2,328,077	1,149,995	49.4
水 道 事 業 会 計	1,388,025	45,627	3.3
合 計	29,166,686	3,940,459	13.5

※人件費には、各種委員等の特別職に支給する給料および報酬を含みます。

職員の給与

職員の給料は、民間でいう基本給に相当するもので、職務と責任の度合いに応じて定められており、本町では職種により5つの給料表に区分されています。

また、毎月支給される給料、諸手当に加えて民間企業の賞与にあたる期末勤勉手当を合わせたものを職員給与といい、平成30年度予算は表2のとおりです。

職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況は表3、経験年数別・学歴別平均給料月額は表4のとおりです。

表2 職員給与費の状況（平成30年度当初予算）

区 分	職員数 A (人)	給 与 費 (千円)				一人当たり 給与費B/A (千円)	備 考
		給 料	職員手当	期 末 ・ 勤勉手当	計 B		
一 般 会 計	301	1,053,600	192,890	407,550	1,654,040	5,495	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療特別会計を含みます。
下 水 道 事 業 特 別 会 計	4	9,830	2,308	3,579	15,717	3,929	
介 護 サービス 事業 特別 会計	39	145,537	20,996	54,649	221,182	5,671	
病院事業会計	92	431,766	193,749	118,875	744,390	8,091	
水道事業会計	7	23,032	5,826	9,024	37,882	5,412	
合 計	443	1,663,765	415,769	593,677	2,673,211	6,034	

※職員手当には、退職手当を含みません。

表3 職員の平均給料月額、平均給与（給料および諸手当を含むもの）月額および平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	一般行政職	公務補等の技能労務職	保健師・看護師等の医療職	薬剤師等の医療技術職	医 師
平均給料月額	290,700円	316,800円	306,200円	291,000円	1,283,900円
平均給与月額	343,867円	340,311円	361,492円	351,833円	2,446,260円
平均年齢	38歳6カ月	54歳3カ月	41歳5カ月	39歳2カ月	54歳2カ月

表4 職員の初任給と経験年数別・学歴別平均給料月額（平成30年4月1日現在）

区 分	学歴別	初 任 給	経験年数ごとの平均給料月額		
			10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	30年度	大 卒	179,200円	263,173円	309,486円
		高 卒	147,100円	220,250円	268,633円
	29年度	大 卒	178,200円	254,725円	306,156円
		高 卒	146,100円	227,520円	271,057円

特別職などの報酬等

町長など特別職の報酬等は表5のとおりです。

町長、副町長、教育長の報酬月額、平成19年7月1日から当分の間5%から10%の削減をしていましたが、平成29年3月31日をもって削減を終了しています。

表5 特別職の報酬等の状況

(平成30年4月1日現在)

区 分	給料月額(円)	期 末 手 当	区 分	報酬月額(円)	期 末 手 当
町 長	847,000	6月期 1.90月分 12月期 2.40月分	議 長	306,000	6月期 1.25月分 12月期 3.05月分
副町長	679,000		副議長	246,000	
		計 4.30月分	常任委員	234,000	計 4.30月分
教育長	611,000		議 員	222,000	

職員の諸手当

職員の扶養手当など、一定の要件を満たすことによって支給される手当は表6のとおりです。

表6 職員手当の状況

(平成30年4月1日現在)

区 分	内 容			金額等(円)	区 分	内 容			金額等(円)
扶 養 手 当	配偶者			6,500	広 域 異 動 手 当	実務研修のため国または北海道等の機関に派遣した職員に対し、給料と扶養手当合計額に異動距離に応じた率の相当額を支給			
	配偶者 以外	扶養親族たる子		10,000		300km以上 100分の10			
		扶養親族たる父母等		6,500			60km以上300km未満 100分の5		
	16歳から22歳までの子の加算(特定扶養)			5,000					
住 居 手 当	持 家			10,000	期 末 ・ 勤 勉 手 当	6月期	期末手当 1.225月分	計 2.125月	
	借 家	家賃が12,000円を超える借家等の場合、家賃の額に応じて支給		限度額 27,000		12月期	期末手当 1.375月分		計 2.275月
自家用自動車等利用				12月期		勤勉手当 0.90月分			
通 勤 手 当 (通勤距離片道 2 km以上の者)	片道距離	2km以上 5km未満	2,000	寒 冷 地 手 当		職務上の段階、職務の級等により加算措置(5～15%)			
		5km以上 10km未満	4,200		11月から3月までの5カ月間、各月の初日に在職し常時勤務に服する職員に対し支給				
		10km以上 15km未満	7,100			世帯主 扶養親族のある職員	26,380		
		15km以上 20km未満	10,000				その他の世帯主である職員	14,580	
		20km以上 25km未満	12,900			その他の職員			10,340
		25km以上	15,800						
管理職手当	医師職	給料の100分の18		退 職 手 当	退職手当額は、退職の日における給料月額に勤続期間と退職事由に応じた一定の支給率を乗じて算出				
	部長職				区 分	自己都合	勧奨・定年		
	次長職				勤続10年	5.022月分	8.37月分		
	課長職				勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		
	主幹職				勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
特殊勤務手当	勤務が危険、不快、不健康または困難な業務に従事する職員に支給				勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員に支給				最高限度	47.709月分	47.709月分		

表7 職員定数の状況

(単位：人)

町職員の定数は、条例で
上限が次のとおり定められ
ています。

区 分	条例施行年月日	平成7年4月1日	平成10年1月1日	平成18年4月1日
町長の事務部局の職員		428	439	397
議会の事務局の職員		3	3	3
選挙管理委員会の事務局の職員		2	2	2
監査委員の事務局の職員		2	2	2
教育委員会の事務部局の職員		77	69	60
農業委員会の事務局の職員		10	10	9
公営企業関係職員		20	17	12
合 計		542	542	485

※特別職と教育長は除きます。

表8 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数 (人)				
		H26	H27	H28	H29	H30
福祉一般行政職 を除く	議 会	3	3	3	3	3
	総 務	54	54	55	54	54
	税 務	10	10	10	10	10
	農 水	30	28	32	33	33
	商 工	8	8	7	7	7
	土 木	29	28	30	29	29
	小 計	134	131	137	136	136
福祉関係	民 生	56	57	59	61	63
	衛 生	23	23	22	21	21
	小 計	79	80	81	82	84
一般行政計		213	211	218	218	220
特別行政	教 育	52	51	53	58	59
公営企業等	病 院	89	95	95	93	95
	水 道	8	9	9	8	7
	下水道	4	4	4	4	4
	その他	58	60	56	56	59
	小 計	159	168	164	161	165
総 合 計		424	430	435	437	444

※特別職と教育長は除きます。

ラスパイレス指数の状況

表10 ラスパイレス指数の状況
(平成29年4月1日現在)

別 海 町	96.9
類似団体平均	95.8
全 国 町 平 均	96.4

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

表9 一般行政職の級別職員数等の状況

(平成30年4月1日現在)

職務の級	職務の名称	職員数(人)	構成比(%)
1級	主事、技師、保育士、教諭、介護員、介護支援専門員、社会福祉士、臨床心理士(以下「主事等」という。)	55	25.3
2級	主事等	30	13.8
3級	1 主査 2 主任、主任保育士、主任教諭、主任介護員、主任介護支援専門員、主任社会福祉士、主任臨床心理士(以下「主任等」という。) 3 主事等	44	20.4
4級	1 主幹、支所次長、園長、副館長(以下「主幹等」という。) 2 主査 3 主任等	35	16.1
5級	1 部次長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長(以下「部次長等」という。) 2 課長、支所長、老人保健施設すこやか事務長、出納室長、館長 3 主幹等	40	18.4
6級	1 部長、病院事務長、会計管理者、議会事務局長 2 部次長等 3 指導参事	13	6.0